

地方公共団体における男女共同参画社会の形成 又は女性に関する施策の推進状況（平成26年度）

I 目 的

全国の地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況を把握し取りまとめた結果を情報提供することによって今後の施策の展開に資する。

II 調査対象

47都道府県、20政令指定都市及び1741市区町村（平成26年4月1日現在）

（注1）・栃木県の市町村は、平成26年4月5日に岩舟町が栃木市に編入合併された後の数である。

（注2）・政令指定都市を除く市区町村の情報については各都道府県を通じて把握した。

III 調査基準日

調査時点は原則として平成26年4月1日現在であるが、調査項目の中には、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

IV その他

本調査の管理職及び採用者に関する調査対象範囲は、教職員以外で各地方公共団体の定員となっている職員。国家公務員の身分で地方公共団体に出向している職員などを含まない。

V 調査結果

1 男女共同参画に関する計画の整備

平成 26 年 4 月現在、全都道府県・政令指定都市において、男女共同参画に関する計画を策定（平成 25 年 4 月現在、全都道府県・政令指定都市）。

平成 26 年 4 月現在、市区町村において、計画を策定しているのは 1,251 市区町村で、総数に占める割合は 71.9%（うち市区は 785 で 96.6%、町村は 466 で 50.2%）（平成 25 年 4 月現在、1,225 市区町村で 70.3%（うち市区は 772 で 95.1%、町村は 453 で 48.7%））。計画の策定を検討しているのは 94 市区町村で、総数に占める割合は 5.4%（平成 25 年 4 月現在、102 市区町村で 5.9%）。

2 男女共同参画に関する条例

平成 26 年 4 月現在、千葉県を除く 46 都道府県・全政令指定都市において、男女共同参画に関する条例を制定（平成 25 年 4 月現在、46 都道府県・全政令指定都市）。

平成 26 年 4 月現在、市区町村において、条例を制定しているのは 571 市区町村で、総数に占める割合は 32.8%（うち市区は 434 で 53.4%、町村は 137 で 14.8%）（平成 25 年 4 月現在、546 市区町村で 31.3%（うち市区は 415 で 51.1%、町村は 131 で 14.1%））。条例の制定を検討しているのは 205 市区町村で、総数に占める割合は 11.8%（平成 25 年 4 月現在、245 市区町村で 14.1%）。

3 審議会等委員への女性の登用

平成 26 年 4 月現在、法律、政令又は条例により地方公共団体に設置されている審議会等委員に占める女性割合について、都道府県の審議会等は 30.3%となり（平成 25 年 4 月現在、29.5%）、第 3 次男女共同参画基本計画の目標を達成した。市区町村の審議会等は 25.2%（平成 25 年 4 月現在、24.3%）。

なお、平成 26 年 4 月現在、都道府県防災会議に占める女性の割合は 12.1%（平成 25 年 4 月現在、10.7%）で、女性委員のいない都道府県防災会議は 0（平成 25 年 4 月現在、0）。

※ 調査時点は原則として 4 月 1 日現在であるが都道府県の事情によって異なる。

4 女性公務員の管理職の登用状況

平成 26 年 4 月現在、都道府県の管理職（本庁課長相当職以上）に占める女性の割合は 7.2%（平成 25 年 4 月現在、6.8%）。

市区町村の管理職（本庁課長相当職以上）に占める女性の割合は 13.1%（平成 25 年 4 月現在、12.2%）

5 男女共同参画・女性問題に関する職員研修

平成 25 年度は、32 都道府県・14 政令指定都市において、職員を対象に男女共同参画や女性問題を主題とした講演会・研修会を実施（平成 24 年度、28 都道府県・15 政令指定都市）。

34 道府県・15 政令指定都市において、新任者研修や管理職研修等の一般研修の中に男女共同参画や女性問題の講義等を導入（平成 24 年度、32 都道府県・13 政令指定都市）。

6 男女共同参画・女性のための総合的な施設

平成 26 年 4 月現在、45 都道府県・全政令指定都市において、男女共同参画・女性のための総合的な施設を設置し、広報啓発、相談事業、交流促進事業、調査研究等を実施（平成 25 年 4 月現在、45 都道府県・全政令指定都市）。

294 市区町村において、男女共同参画・女性のための施設を整備（平成 25 年 4 月現在、290 市区町村）。

7 平成 25 年度男女共同参画・女性関係予算

都道府県・政令指定都市の男女共同参画・女性に関する平成 26 年度予算は総額で約 100 億円（対前年度比 4.8%増）。

8 地方公共団体と民間団体（女性団体等）との連携

(1) 地方公共団体と民間団体（女性団体等）との連携方法

平成 25 年度は、全都道府県・全政令指定都市において、情報提供等により民間団体との連携が図られた（平成 22 年度、全都道府県・全政令指定都市）。

(2) 民間団体（女性団体等）のネットワーク活動

平成 25 年度は、38 道府県・13 政令指定都市において、民間団体のネットワークを組織。定例会議の開催、機関誌の発行、パンフレットの作成、交流イベントの開催等を通じて民間団体間の情報交換や交流活動を実施（平成 24 年度、39 道府県・13 政令指定都市）。

9 男女共同参画の宣言を行った市町村の状況

平成 25 年度に 7 自治体で宣言を実施し、平成 26 年 4 月現在、172 市区町村が男女共同参画宣言都市として男女共同参画社会の実現に取り組むことを宣言（平成 25 年 4 月現在、165 市区町村）。

このうち、115 市区町村において、男女共同参画宣言都市奨励事業を実施（平成 25 年 4 月現在、109 市区町村）。

※ 宣言市区町村数は累計である。

図 市区町村における男女共同参画計画の策定率の推移

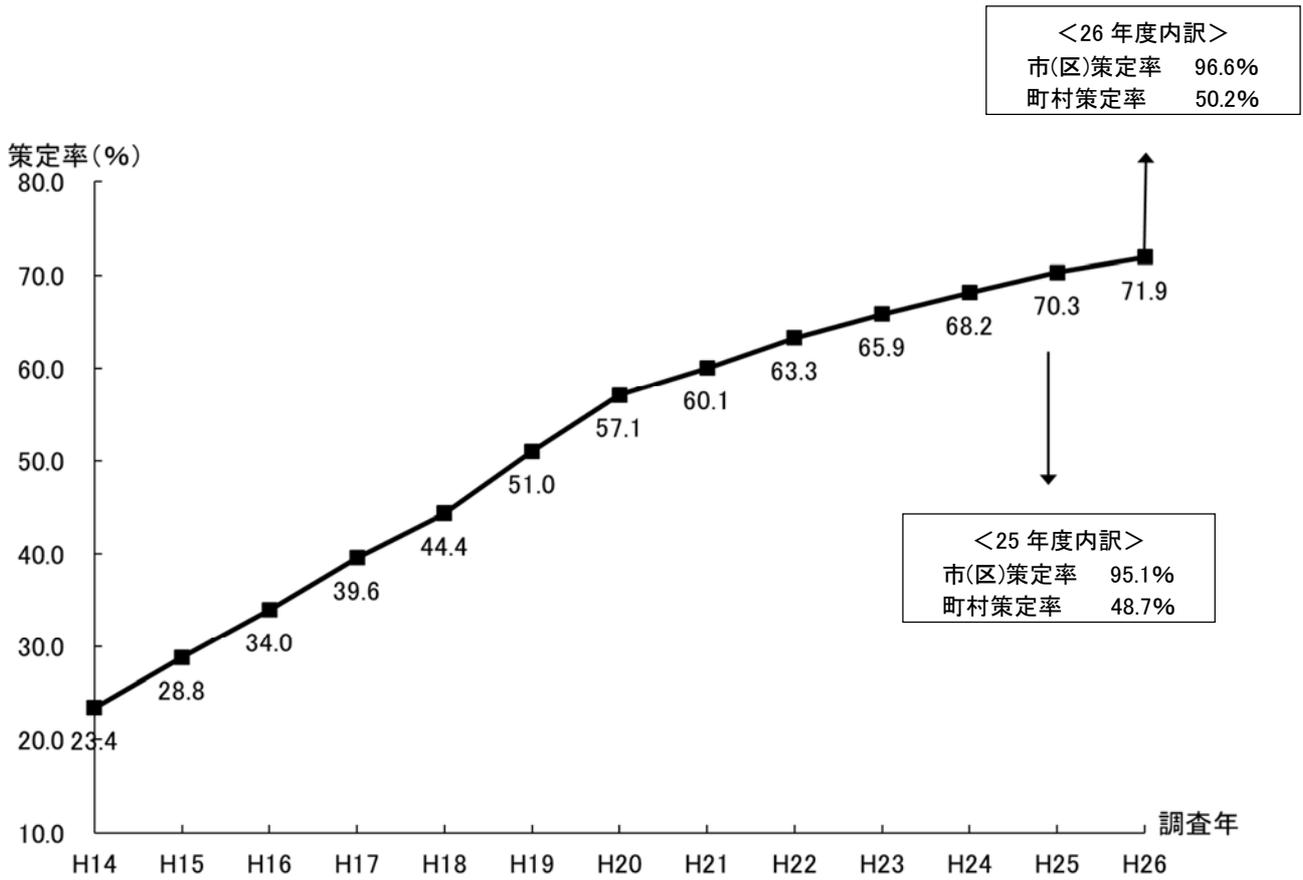


表 防災会議（都道府県・市町村）に占める女性委員の割合

都道府県	都道府県防災会議			市町村防災会議		
	委員総数(人)	うち女性の委員数(人)	女性の比率(%)	委員総数(人)	うち女性の委員数(人)	女性の比率(%)
北海道	65	4	6.2	3,739	112	3.0
青森県	58	10	17.2	705	28	4.0
岩手県	67	6	9.0	1,030	48	4.7
宮城県	53	5	9.4	1,042	59	5.7
秋田県	58	5	8.6	674	46	6.8
山形県	59	7	11.9	939	54	5.8
福島県	51	6	11.8	945	44	4.7
茨城県	50	5	10.0	1,267	81	6.4
栃木県	52	4	7.7	708	45	6.4
群馬県	48	4	8.3	751	44	5.9
埼玉県	69	4	5.8	2,140	165	7.7
千葉県	53	2	3.8	1,477	134	9.1
東京都	66	2	3.0	2,059	229	11.1
神奈川県	54	8	14.8	1,006	80	8.0
新潟県	70	17	24.3	839	47	5.6
富山県	64	9	14.1	522	23	4.4
石川県	65	6	9.2	423	27	6.4
福井県	56	2	3.6	484	37	7.6
山梨県	61	3	4.9	485	37	7.6
長野県	61	5	8.2	1,866	141	7.6
岐阜県	60	7	11.7	983	56	5.7
静岡県	55	4	7.3	957	65	6.8
愛知県	74	3	4.1	1,469	132	9.0
三重県	53	6	11.3	756	51	6.7
滋賀県	60	9	15.0	534	59	11.0
京都府	67	11	16.4	751	59	7.9
大阪府	55	2	3.6	1,382	133	9.6
兵庫県	55	6	10.9	1,286	99	7.7
奈良県	60	10	16.7	824	56	6.8
和歌山県	51	2	3.9	596	43	7.2
鳥取県	67	27	40.3	326	44	13.5
島根県	71	18	25.4	575	34	5.9
岡山県	55	7	12.7	546	92	16.8
広島県	58	1	1.7	773	50	6.5
山口県	56	6	10.7	574	55	9.6
徳島県	69	28	40.6	542	26	4.8
香川県	55	6	10.9	387	28	7.2
愛媛県	58	5	8.6	463	17	3.7
高知県	57	7	12.3	677	58	8.6
福岡県	59	6	10.2	1,346	172	12.8
佐賀県	68	20	29.4	424	37	8.7
長崎県	66	8	12.1	662	33	5.0
熊本県	54	2	3.7	1,614	95	5.9
大分県	49	5	10.2	538	34	6.3
宮崎県	53	5	9.4	670	33	4.9
鹿児島県	60	5	8.3	895	40	4.5
沖縄県	55	7	12.7	658	43	6.5
計	2,780	337	12.1	44,309	3,125	7.1

(備考)原則として平成26年4月調査であるが地方公共団体によっては事情が異なる。